

令和 3 年 6 月 定例会

河合町議会会議録

令和 3 年 6 月 4 日 開会

河合町議会

令和3年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示…………… 1

第 1 号 （6月4日）

○議事日程…………… 3

○本日の会議に付した事件…………… 3

○出席議員…………… 3

○欠席議員…………… 4

○出席説明員…………… 4

○欠席説明員…………… 4

○議会事務局出席者…………… 4

○開会の宣告…………… 5

○開議の宣告…………… 5

○町長のあいさつ…………… 5

○会議録署名議員の指名…………… 6

○会期の決定…………… 6

○付議事件の一括提案理由の説明…………… 7

○議案第32号の質疑、討論、採決……………10

○議案第33号の質疑、討論、採決……………13

○報告第1号の質疑、討論、採決……………16

○報告第2号の質疑、討論、採決……………18

○議案第27号から議案31号、議案第34号、同意第9号、同意第10号の委員会付託…18

○散会の宣告……………19

○署名議員……………20

河合町告示第19号

令和3年第2回（6月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 3年 5月27日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和 3年 6月 4日

2 場 所 河合町議会議場

令和 3 年 6 月 4 日（金曜日）

（第 1 号）

令和3年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年6月4日（火）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第32号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第33号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 5 報告第1号 令和2年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第2号 令和2年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第27号 令和3年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第28号 令和3年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第29号 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第30号 河合町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第34号 河合町体験農園設置条例の一部改正について
- 日程第13 同意第9号 消防委員会委員の選任について
- 日程第14 同意第10号 消防委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 森 光 祐 介 | 2番 常 盤 繁 範 |
| 3番 梅 野 美智代 | 4番 佐 藤 利 治 |
| 5番 中 山 義 英 | 6番 坂 本 博 道 |
| 7番 長谷川 伸 一 | 8番 杵 本 光 清 |
| 9番 大 西 孝 幸 | 10番 馬 場 千恵子 |
| 11番 岡 田 康 則 | 12番 西 村 潔 |
| 13番 谷 本 昌 弘 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	総務部参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本剛
総務部次長	小野雄一郎	福祉部次長	小山寿子
まちづくり 推進部次長	中島照仁	広報広聴課長	桐原麻以子
財政課長	新井俊洋	税務課 長	松本武彦
住民福祉課長	古谷真孝	福祉政策課長	浦達三
上下水道課	上原郁夫		

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局長心得 高根亜紀 主事 平井貴之

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（梅野美智代） おはようございます。本日、告示第19号をもって令和3年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和3年第2回定例会は成立しましたので開会いたします。

今定例会において、飛沫感染防止のため、質疑、答弁、討論の際は着席での対応をお願いします。ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（梅野美智代） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） おはようございます。

開会にあたりまずは、新型コロナウイルス感染症対策の現状についてお伝えいたします。

6月3日現在、町内の感染者数は105人になっております。4月5月だけで58人の感染者が確認され、緊急事態といってもおかしくない状況となりました。このような、現状を受けまして、本庁では6月14日までの公共施設の閉館、イベントや行事の中止、順延、感染予防対策の徹底など必要な措置を講じると共に、全職員を動員してワクチン接種を最優先課題と位置づけ、取り組んでいます。その結果、スムーズな接種体制を確保でき、65歳以上の対象者の実に87.1%が申し込まれ、接種につきましても、1回目2012人、2回目402人が完了されています。65歳以上の対象者につきましては7月31日の完了を目指しています。議員各位

におかれましてもこのような状況をご理解いただき、議会運営に関して多大なるご配慮いただきまして、心よりお礼申し上げます。引き続き町民の皆様の命を守る、対策を講じてまいります。ご協力頂きますよう、よろしく願いいたします。それでは、改めまして、招集の挨拶をさせていただきます。本日、令和3年第2回6月定例会招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。本日は、議案第27号から第34号までの8議案、報告第1号及び第2号の2報告。同意第9号及び第10号の2同意。合計12案件を提出させていただいております。後ほど、議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議いただき、ご決定を賜りますことをお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅野美智代） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、1番森光祐介議員、2番常盤繁範議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（梅野美智代） 日程第2、会期の決定を議題といたします。5月27日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、長谷川伸一議会運営委員長より、会期等について報告願います。

○議員（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○議員（長谷川伸一） 去る5月27日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。最初に、6月定例議会では一般質問が中止となりました。この経緯について次のように説明させていただきました。5月12日付けで理事者より「新型コロナウイルス感染症対策に係る議会運営について」という事で、書面にて議会日程及び会議時間の短縮等の依頼がありました。その後、5月18日に議員懇談会にて話し合い色々

な意見が出されました。その結果、6月議会においては、自粛やむを得ないという意見が多数となり、一般質問を中止することとなりました。また、各常任委員会での担当課長からの提案理由の説明も中止となります。その対応としまして、理事者より書面にて提案理由を提出していただき、常任委員会への傍聴者へも書面で配布していただくこととなりました。この件を踏まえまして会期は、本日6月4日より6月15日までの12日間といたします。次に会期日程でございますが、本日4日が本会議。総務常任委員会は、8日、午前10時からとします。厚生常任委員会は、8日、午前11時からとします。経済建設常任委員会は、8日、午後1時30分からとします。常任委員会予備日は、9日、午前10時からとします。本会議最終日は15日、午前10時からとします。本日の議事日程につきましては、議案第32号、議案第33号の2議案。報告第1号、報告第2号の2報告を本日一括上程し逐条審議いたします。以上で報告を終わります。

○議長（梅野美智代） お諮りします。会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。よって、会期は委員長報告どおり、本日4日より15日までの12日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（梅野美智代） それでは、理事者の方より議案第27号より第34号までの8議案、報告第1号、第2号の2報告、同意第9号及び第10の2同意について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（梅野美智代） はい、田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 改めまして、おはようございます。それでは、令和3年6月定例議会に上程致されました、議案第27号から第34号までの8議案、報告第1号及び第2号の2報告、同意第9号及び第10号の2同意、合計12案件について、順次ご説明致します。議案第27号令和3年度河合町一般会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ1,744万3,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を67億1,294万1,000円とするものでございます。それでは歳出からご説明を致します。今回の補正のうち、給料、職員手当等、及び共済費の人件費につきましては、4月の人事異動に伴う予算の組み替えでございまして、人件費総額に変更はございません。次に、人件費以外についてご説明致します。10・11ページをお開き下さい。款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費では、財源調整といたしまして32万5,000円を増額するものでございます。16・17ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、介護保険制度改正によるシステム改修に伴いまして、介護特会への繰出金398万7,000円を増額するものでございます。18・19ページをお願いします。款3民生費、項2児童福祉費、目3児童措置費では、子育て世帯への生活支援特別給付金事業としての、事務費、システム改修費及び給付金として1,548万円を増額するものでございます。24・25ページをお願いします。款7土木費、項4都市計画費、目3公共下水道費では、既に予算化しております、下水道公営企業会計化委託業務経費に地方債を充当することに伴いまして、下水道特会への繰出金として530万円を減額するものでございます。26・27ページをお願いいたします。款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費では、消防団の退職団員に対する退職報奨金を295万1,000円を増額するものでございます。次に、歳入についてご説明致します。6・7ページにお戻りください。款15国庫支出金、項1国庫負担金では1,548万円の増額。款21諸収入、項4雑入で196万3,000円の増額。以上、歳入歳出1,744万3,000円の増額補正となっております。議案第28号 令和3年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。今回の補正は、歳入歳出総額に変更はございません。歳入予算のみの変更でございます。第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお願いします。このことにつきましては、1事業の借入限度額を表のとおり定めまして、起債の限度額を1億360万円とするものでございます。それでは歳入の説明を致します。8・9ページをお願いします。既に予算化しておりますが、下水道公営企業会計化委託業務経費に地方債を充当することに伴いまして、財源を一般会計繰入金から公営企業会計適用債に振り替えるものです。以上でございます。続きまして議案第29号 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ398万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を18億9,998万7,000円とするものでございます。歳出からご説明を順に致します。8・9ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、介護保険制度改正に伴うシステム改修費で398万7,000円を増額するものでございます。次に、歳入についてご説明を致します。6・7ページをお願いいたし

ます。款7繰入金、項1一般会計繰入金で398万7,000円の増額となっております。以上、歳入歳出398万7,000円の増額補正となっております。続きまして議案第30号 河合町空家等対策の推進に関する条例の制定についてでございます。このことにつきましては、近年、適切な管理が行われていない空家が増加し、周囲に悪影響を与えている現状があります。その中におきまして空家等に関する対策として、空家等の所有者等や事業者の責務を定め、生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を推進するために新たに制定するものでございます。この条例は、令和3年7月1日から施行するものです。議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条第1項の規定に基づき設置する「河合町空家等対策協議会委員」への報酬に関する規定を追加するために条例の一部を改正するものでございます。なおこの条例は、令和3年7月1日から施行するものでございます。議案第32号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免の期間を1年間延長するための改正を行うものでございます。この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。議案第33号 河合町介護保険条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免の期間を1年間延長するための改正を行うものでございます。この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。次に議案第34号 河合町体験農園設置条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、開園より29年目を迎える「ほのぼの農園」の利用者が年々減少している現状がある中において、一定の利用者を確保し、安定した農園運営を図るため、近隣の農園使用料などを参考にさせていただきまして、使用料を減額するための改正を行なうものでございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。次に報告案件に移ります。報告第1号 令和2年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、令和2年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、報告するものでございます。内容につきましては、合計4事業、繰越額5,145万4,000円の財源内訳が確定致しましたので、別紙のとおり報告させていただきます。次に報告第2号 令和2年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。このことにつきましては、地方自治法施行令第

146条第2項の規定により、令和2年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、報告するものでございます。内容につきましては、合計1事業、繰越額7,020万円の財源内訳が確定致しましたので、別紙のとおり報告するものでございます。続きまして同意案件に移ります。同意第9号 消防委員会委員の選任についてでございます。このことにつきましては、常盤繁範（ときわしげのり）氏を選任したいので、河合町消防委員会条例第5条の規定により、議会の同意を求めるとでございます。なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。同意第10号これにつきましては同意9号と同案件で、森光祐介（もりみつゆうすけ）氏を選任したいと考えております。議会の同意を求めるとでございます。森光氏にいたしましても経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。以上、上程致されました12案件の説明とさせていただきます。よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 理事者より説明のありました、議案及び報告並びに同意のうち、議案第32号、議案第33号の2議案、報告第1号、報告第2号の2報告について本日審議いたします。日程第3、議案第32号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑にはいります。

質疑のある方は発言願います。

○議員（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○議員（中山義英） それでは、国民健康保険税条例の一部改正について3点質問させていただきます。まず1点目は、減免により還付金が発生した場合、還付加算金はこれはつくんですか。2点目は、還付したことで減少した国民健康保険税は保険基盤安定繰入金という形で補填されるのか、それとも地方交付税で補填されるのか、こういった形で補填されるのかお答えいただけますか。3点目、改正後の条例では令和2年度分及び令和3年度分の国保税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、納期限が設定されている国保

税の全部又は一部を減免するということですが、通常、以前から国保に加入している被保険者の令和2年度分の納期限は、令和2年度中に設定されており、既に納期限を経過しています。令和3年度分については、これから納期限を迎えるので、問題はないのですが、令和2年度分の国保税について、その納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、設定されている被保険者になりますと、令和3年度中に国民健康保険に新規加入して、国保税が令和2年度分から遡って課税される被保険者か、あるいは令和2年度中に所得更正等があって、税額が変更になって増える。そういった、被保険者しか想定できませんが、そういった解釈で間違いはないですか。また令和2年度分の国保税で、納付困難等の理由により、税務課で分納申請により、分納している被保険者はこの改正条例に該当しますか。以上3点、お答えください。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 古谷住民福祉課長

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、お答えします。まず1点目、還付加算金でございますが、還付加算金は加算した上で還付を行っております。2点目としまして、還付した財源の補填なんですけれども、これは特別調整交付金による補填が見込まれます。第3点目、中山議員の解釈に間違いはないと思います。あくまで、令和2年度分及び令和3年度分の保険税であって納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの範囲にあるものが対象となります。以上です。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 松本税務課長。

○税務課長（松本武彦） すいません、失礼します。分納につきましても、制約につきましてもは課税担当課と協議の上で本条例の期日を十分に意識した制約、対応していきたいと考えております

○議員（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○議員（中山義英） そしたら、まとめますと、令和2年度に4月から国民健康保険に加入しなければならない人が仮におったとして、近々会社に勤めるからということで、ここに加入するのは、保留しといて今度病気してからで良いよと、いうふうに思っておられる方が例えば、令和3年度にやはりどこも就職してないし、ちょっと最近体の調子悪いということで、国保

に加入された場合、当然去年の4月からはいっておられたら今回の減免対象にならないのですが、今年3年度の5月ぐらいに国保に加入して、遡って去年の4月から保険税かかる場合は、これは減免対象になるっていうお話になるんです。そうすると、何か正直者だけがなんか損するそういった方がほんまのコロナの影響あっても、既に去年にもう国保税を完納してるから、今回の減免対象にならない。納期終わってるから。というふうに、ちょっと不公平な感じは受けるんですが、これはこの改正では仕方がないということでよろしいですか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 古谷住民福祉課長

○住民福祉課長（古谷真孝） あくまで、令和3年度の賦課となりまして、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日の納期設定になるため、その方は還付の対象になり、完納される方については、この条例の中では対象とならないという形になります。

○議員（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○議員（坂本博道） コロナ減免のこの適応は令和2年度分については、何件ぐらい適応されているでしょうか。それから、今度の条例改正にも含めて進められた時にも、減免の周知徹底が必要ですが、それはどのように進めるように考えておられるのか。3点目に、関連してですが、コロナ感染症に関わる商業手当制度のことも去年つくられました。対象者につきまして、河合町のホームページ上では、令和3年6月までとなっておりますけども、そちらの方は、何か延長する措置はないのでしょうか。他の自治体のホームページ見たら国の通知により、9月まで延長とされてるところありますが、どうでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、お答えします。まず、減免の令和2年の実績としまして、3月末時点29名、456万7,500円の実績がございます。次に周知の方法としまして、ホームページ、広報、医療機関、金融機関、前回と同水準の周知を図ろうと考えております。次に商業手当ではございますが、これは国民健康保険条例の中で、規則の中で改正を行うというふうになっておりまして、この納期限の設定も規則の中で9月の半ばで延長しております。以上です。

○議員（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○議員（坂本博道） その点では、ぜひ周知の方につきましては、今度確定したら送付等もされると思いますので、そこも含めてやる必要があるのではないかとおもっております。それと、もう1点商業手当の点につきましては、さきほど言いましたように、河合町のホームページでは、まだ商業手当の関係のところは6月末の段階で変わっていないので、そういう点では他の自治体のところは既に変えてるところもあります。そういう点ではやはりコロナ対策の変更及び、事については速やかに周知できるように改善して欲しいと思うんですがどうでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 納税の通知書の中にも、簡単な一文を入れて周知を図っております。ホームページに関しましては、ちょっと改訂の手順遅れておりまして申し訳ございません。早急に、アップロードしたいと思います。以上です。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第32号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第32号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第4、議案第33号 河合町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○議員（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○議員（中山義英） では、国民健康保険税と同じような質問になるんですが、3点質問させていただきます。まず1点目、減免により還付金が発生した場合、還付加算金はどうなるのでしょうか。2点目、還付したことで減少した介護保険料これはどういった形で補填されるのか。3点目、介護保険料は満40歳になれば、強制的に加入が義務付けられており、令和2年度分の保険料で、その支払いの納期限が、令和3年4月1日以降に設定される被保険者になると、令和3年1月から3月生まれの被保険者に限られてくるとか考えます。であれば、昨年の4月から12月までに40歳なった被保険者は、所得更正等の原因で保険料が増減しない限り、今回の条例改正の減免対象にならないという解釈で間違いはないですか。

○福祉政策課長（浦達三） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 浦福祉政策課長。

○福祉政策課長（浦達三） はい、今の中山議員の質問に3点お答えさせていただきます。まず、1点目のですね、減免した場合還付の加算金ということですが、こちらにつきましては、加算した上で還付させていただくという形になっております。で、2点目のですね、還付したことにより減少した分の補填なんですけども、こちらも国の方からですね、特別調整交付金という形で補填されるという形になっております。3点目の介護保険の部分なんですけども、介護保険の特別会計につきましては、65歳以上の方を対象としておりまして、その方について今回条例改正させていただいているという形になっております。で、今回の減免の対象となる部分なんですけども、国の方から通知が来ておりまして、まず1点目としましては、令和3年分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の、納期限のものを対象としますと。2点目につきましては、令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したことにより、令和3年4月に納期限に普通徴収の納期限が到来するものということになっております。この2番目につきましては、介護保険料の資格取得の翌月から納期限が発生するということになっておりますので、介護保険の場合は特別の手続きが必要なくですね、年齢が到達した時点で納付が発生するというかたちになりますので、この部分につきましては令和3年3月の誕生日で65歳迎える方につきましては、令和4年4月以降の納期限の設定の分という形になっております。以上です。

- 議長（梅野美智代） 他にございませんか。
- 議員（馬場千恵子） はい。
- 議長（梅野美智代） 馬場議員。
- 議員（馬場千恵子） 介護保険についても国保と同様なんですけども、令和2年度の実績について件数及び金額について教えてください。それと併せて申請の仕方を分かりやすく知っててするということが必要かと思うんですが、どのようにする予定になっているのか、お願いします。
- 福祉政策課長（浦達三） はい、議長。
- 議長（梅野美智代） 浦福祉政策課長。
- 福祉政策課長（浦達三） 今の馬場議員の質問について回答させていただきます。まず1点目のですね、昨年度の件数なんですけども、金額にしまして89万3,900円。16件の方が対象となっております。2点目の広報につきましてなんですけども、一般的にホームページと、それとまた国保と同様にですね、よく目につくところ公共施設であったり金融機関であったりそういったところにポスター貼らせていただくのと、対象者に分かりやすいようにということですね、納付書発送するときにですね、個別に通知ですね、案内させていただく事で、周知の徹底をはかっていきたいと考えております。以上です。
- 議長（梅野美智代） 他にございませんか。
(発言する者なし)
- 議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。
これより議案第33号の採決を行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。
(賛成者起立)
- 議長（梅野美智代） 全員であります。
着席願います。
よって、議案第33号 河合町介護保険条例の一部改正については、可決されました。

◎報告第1号の質疑

○議長（梅野美智代） 日程第5、報告第1号 令和2年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○議員（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○議員（坂本博道） 今回、繰り越してる4つの事業の中で、特に農村地域防災減災事業、それから橋梁整備事業の繰り越される具体的な事業をもう一度教えてください。また、なぜ繰り越しになったのかについて説明してください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） すいません、失礼しました。私の方から、土木費橋梁整備事業の繰り越しに関する内容につきましてご説明させていただきます。対象事業でございますけども、泉台地内における高敷橋の下部工の耐震補強工事でございます。繰り越し理由といたしましては、当該橋梁がですね、西名阪自動車道の上に架橋されておまして、西日本高速道路株式会社との地下埋設協議に不測の日数を要したというところでございます。内容と致しましては、KDDI光通信ケーブルが掘削箇所にかかなり近接していたということが判明いたしまして、より詳細な図面による協議が求められたというところで繰り越しさせていただきますものでございます。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 農村地域防災減災事業について、お答えさせていただきます。内容と致しましては、ため池の耐震実施計画それと詳細設計ということになっております。国の補正予算第3号に伴い実施するものでございまして、年度内の完了が、出来ないという事で繰り越しを行うものでございます。

○議員（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○議員（坂本博道） あと関連して、決算指標で実質収支というのは翌年度に繰り越す一般財

源が影響するので、繰越明許費の一般財源のところにについては注目しているところです。その点で、3月定例会で令和2年度一般会計補正予算でこの繰越明許に関しまして、同額のこと
が示されておりましたが、その財源額内訳で、資料で提出いただきましたがその際、橋梁整備
事業の2,069万1,000円の財源は、国保料1,138万円と町債931万1,000円となってお
りましたが、今回の計算書では町債が減額されて一般財源として375万1,600円が適
応されるようになっておりますけれども、なぜそういうふうになったのかについて説明
してください。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 橋梁整備事業におきます地方債の額の変更ということでござ
いませけれども、3月に報告させていただきました時点におきましては、起債対象事業が
確定しているわけではございませんので、あくまで途中経過として起債借入額を報
告させていただいてるところでございます。地方自治法施行令の規定によりまして、
5月末までに繰り越し事業にかかる財源内訳を確定させて、繰り越し計算書を作
成するということになっておりますので、必要な精査を行った結果、この起債借
入額が減少することとなったものでございます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

○議員（馬場千恵子） 議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○議員（馬場千恵子） 6番目の農業費のところなんですけれども、設計について
の費用なんですけれども、それが決定しなかったということなんです、このため
池の耐震の事業ですが、令和3年度にしなければならないということなんです
が、いつ頃に実施される予定でしょうか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 事業につきましては、この6月中発注とい
うところで今予定させていただいております。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第1号 令和2年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につ
いては、報告済みといたします。

◎報告第2号の質疑

○議長（梅野美智代） 日程第6、報告第2号 令和2年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○議員（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○議員（馬場千恵子） この下水道の事業ですけれども、繰り越されるということで、どのような地域の事業が繰り越されて、それはいつ頃施工され完成する予定でしょうか。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（梅野美智代） 上原上下水道課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 今回の工事につきまして施工場所につきましては、河合町中山台地内を予定しております。発注につきましては、今年度7月の発注を予定しており、完了は12月の完了を予定しております。以上です。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第2号 令和2年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします。

◎議案第27号から議案第31号、議案第34号、同意第9号、同意第10号の委員会付託

○議長（梅野美智代） 日程第7議案第27号、日程第8議案第28号、日程第9議案第29号、日程第10議案第30号、日程第11議案第31号、日程第12議案第34号、日程第13同意第9号、日程第14同意第10号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告いたします。議案第27号を総務常任委員会に付託いたします。議案第29号を厚生常任委員会に付託いたします。議案第28号、議案第30号、議案第31号、議案第34号を経済建設常任委員会に付託いたします。同意第9号、同意第10号は最終日の6月15日に審議いたします。

◎散会の宣告

○議長(梅野美智代) 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午後10時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 森 光 祐 介

署 名 議 員 常 盤 繁 範